

議案第71号

西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について

西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月11日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

デマンド乗合タクシーによる運行に切り替えるため仁土線及び田之浜～下泊線を廃止するとともに、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例

西予市生活交通バス条例(平成23年西予市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1 宇和地区の部仁土線の項を削り、野村地区の部奥白髭～長谷～河西線の項及び城川地区の部中「野村町野村9号53番地先」を「野村町野村12号10番地先」に改め、明浜・三瓶地区の部を削る。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。